

民法[第2版](論点別ステップアップシリーズ2) \* 4刷での変更点

4刷への重版にあたり以下の点を変更させていただきました。

<本の訂正>

XII頁 17行目

「というほどの意味」を「という意味」に訂正

9頁 下から3行目

「取り消すことができます。」を「取り消すことができます(13条4項)。」に訂正

同 下から2行目

「家庭裁判所で同意を要する」を「家庭裁判所で補助人の同意を要する」に訂正

10頁 表中8 - 9行目

「13条1項(列挙事由)」を「13条4項(1項列挙事由)」に訂正

20頁 最終行

「あれば足りず、しかし」を「あれば足りず。しかし」に訂正

24頁 下から9行目

「表示されたかにかかわらず」を「表示されたかどうかにかかわらず」に訂正

27頁 「判例の解説」の囲み内4 - 5行目

「考えることはできます」を「考えることができます」に訂正

38頁 下から14 - 13行目

「他方の代理権を」を「他方の法定代理権を」に訂正

66頁 5行目

「忍容請求権であり費用は」を「忍容請求権であり、費用は」に訂正

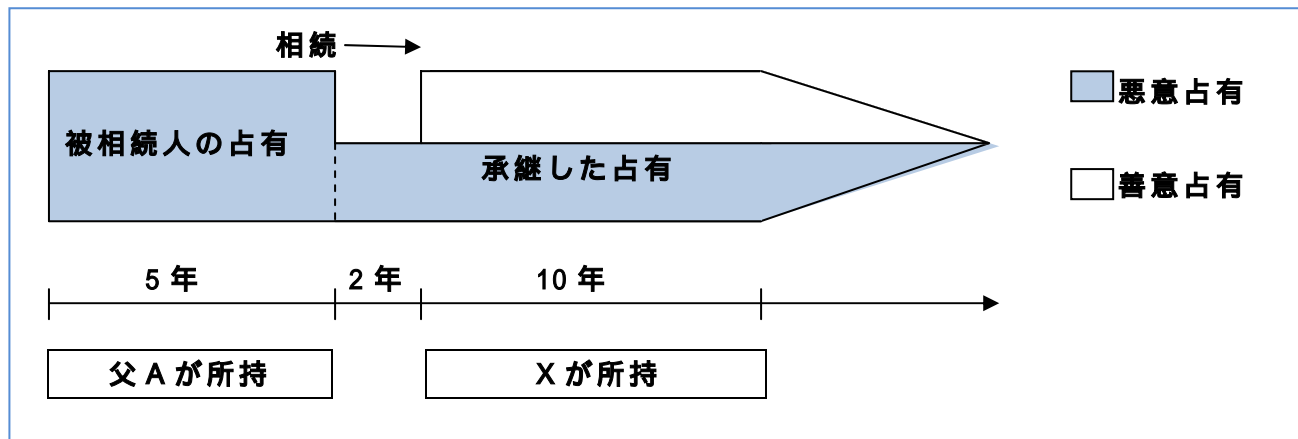
70頁 13行目

「知っているか、知らなくても」を「知っているか、または知らなくても」に訂正

同 下から7行目

「時効取得できないのが原則です」を「時効取得できません」に訂正

75頁 図を以下のものと取り換える



76頁 10 - 11行目

「成立しないのが原則である。」を「成立しない。」に訂正

77頁 1行目

「いたときと見た目が～」の文頭を2文字下げる。

同 6行目

「保証されれば」を「保証されさえすれば」に訂正

80頁 11行目

「即時取得で保護されないことになります。」を「即時取得の適用によって保護されることはありません。」に訂正

86頁図の下5行目、87頁「説」の3行目、同頁「結論」の囲み内4行目

「価値的・経済的観点」を「価値的・経済的一体性という観点」に訂正

99頁 図の下4行目

「および債務の弁済が得られないとき、」を「、および債務の弁済が得られないとき」に訂正

100頁 下から10行目

「すぎないと考えられて」を「すぎないと考えて」に訂正

103頁 7行目

「CのAに対する通知」を「BのAに対する通知」に訂正

147頁 6行目

「他の債権」を「金銭債権以外の債権」に訂正

159頁 図の下2行目

「債権者または債務者には」を「債権者には」に訂正

194頁 下から4 - 3行目

「とは理解できません」を「とは通常は理解できません」に訂正

197頁 下から8行目

「促した場合でも、」を「促した場合、」に訂正

201頁 1行目

「なじみの深い、マンションなど」を「なじみの深いマンションなど」に訂正

210頁 最初の図の下5行目

「債務を差し引いた」を「債務額を差し引いた」に訂正

213頁 下から6 - 5行目、下から5 - 4行目、214頁3 - 4行目

「(土地賃借権の場合・借地借家法)」を「(土地賃借権・借地借家法)」に訂正

214頁 4 - 5行目

「(建物賃借権の場合・借地借家法)」を「(建物賃借権・借地借家法)」に訂正

225頁 「結論」の囲み内3 - 4行目

「請負人の仕事はいまだ完成しておらず」を「請負人の債務は完全には履行されておらず」に訂正

227頁 1行目

「支払うとしてしまった方が、」を「支払うとしてしまったほうが、」に訂正

261頁 最初の図の下3 - 4行目

「成立要件も緩和した点にある」を「成立要件を緩和した点にもある」に訂正

263頁 下から11 - 10行目

「被害者の救済(……)という要請とのバランス」を「被害者の救済という要請(… …)とのバランス」に訂正

269 頁 6 行目の 2 か所

「懐胎、出生」を「懐胎または出生」に訂正

< ホームページのみの訂正 >

12 頁 2 行目

「民法 43 条」を「民法 34 条」に訂正。

「定款又は寄附行為で定められた」を「定款その他の基本約款で定められた」に訂正。

同 4 - 11 行目

「民法 44 条～責任を負う。」を削除。

14 頁 2 行目、4 行目、6 行目、9 行目、下から 9 行目、15 頁 2 行目、3 行目

「43 条」を「34 条」に訂正。

14 頁 4 行目

「定款または寄附行為に定められ」を「定款その他の基本約款で定められ」に訂正

14 頁下から 8 行目、16 頁 2 行目

「(44 条)」を「(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 78 条)」に訂正

16 頁 10 行目

「(44 条 1 項)」を「(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 78 条)」に訂正